

建設工事請負契約書

1 工事名 工事

2 工事場所

3 工期 自 年 月 日
至 年 月 日

4 工事を施工しない日
工事を施工しない時間帯

5 請負代金額 円

〔 うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円 〕
(注)「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、請負代金額に110分の10を
乗じて得た額である。
([] の部分は、受注者が課税事業者である場合に使用する。)

6 契約保証金

7 建設発生土の搬出先等

8 解体工事に要する費用等 別紙のとおり

[注] 建設工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）
第9条第1項に規定する対象建設工事の場合は、（1）分別解体等の方法、（2）解体工事に要
する費用、（3）再資源化等をする施設の名称及び所在地、（4）再資源化等に要する費用につ
いてそれぞれ記入する。

上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、玖珠町契約
規則及び玖珠町公共工事請負契約約款の規定によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実に
これを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印のうえ、各自1通を保持する。

年 月 日

発注者

印

受注者 住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

- 備考 1. 工事を施工しない日又は工事を施工しない時間帯を定めた場合には、その内容を記載するものとし、定めをし
ない場合は抹消のこと。
2. 建設発生土の搬出先等を設計図書に定めた場合は、設計図書のとおりと記載し、定めない場合は抹消のこと。
3. 抹消の場合は、訂正印を押印のこと。